

宿泊サービス

サービスセンター運営規程の例

**法人 が、地域密着型通所介護事業所等の指定を受けている場合

(事業の目的)

第1条 **法人 が、介護保険法に規定する地域密着型通所介護事業所及び介護予防・日常生活支援総合事業所（以下「地域密着型通所介護等」という。）の指定を受けた事業所（以下、「指定地域密着型通所介護事業所等」）である サービスセンターの営業時間外に、その設備の一部を使用して、当該指定地域密着型通所介護事業所等の利用者に対して実施する宿泊サービス（以下「宿泊サービス」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）が、当該指定地域密着型通所介護事業所等が提供する宿泊サービスを利用する者に対し、適正な宿泊サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話に係るサービス提供を行う。
- 2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、当該指定地域密着型通所介護事業又は介護予防・日常生活支援総合事業所、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）との必要な連携を行う。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 1 名称 サービスセンター
 - 2 所在地 住所・・・・・・・・・・

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 宿泊サービス従業者の員数及び職務内容は次のとおりとする。
- 1 責任者 1名（ と兼務）
責任者は、当該指定地域密着型通所介護事業等との情報連携や宿泊サービス従業者の管理、宿泊サービス事業の利用の申込みに係る調整及び業務の実施状況把握を行う。（に關与する。）
 - 2 宿泊サービス従業者 介護職員 名（指定地域密着型通所介護事業所等兼務 名）
看護職員 名（指定地域密着型通所介護事業所等兼務 名）
宿泊サービス従業者は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者の必要な日常生活上の介護、援助、危機防止、その他必要なサービスの提供にあたる。
 - 3 調理員 名
{ * 委託の場合は調理員（委託）と表示する。また、配食を利用する場合は記載しない }
利用者の朝食、夕食等を調理する。

(サービス提供日及びサービス提供時間)

- 第5条 宿泊サービスの提供日及びサービス提供時間は次のとおりとする。
- 1 サービス提供日 365日

2 サービス提供時間 18:00～翌9:00
(利用定員)

原則、指定地域密着型通所介護事業所等のサービス提供終了から翌朝の開始時間まで。

第6条 宿泊サービス事業所の利用者の定員は、次のとおりとする。

定員 人

(宿泊サービスの提供、内容)

第7条 宿泊サービスの内容は、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供する
排せつの介助、移動・移乗の介助、その他必要な身体介護

2 就寝及び離床に関すること

利用者の安全確保を図り、必要な支援及びサービスを提供する。

就寝の準備、見守り、離床介助、衣類着脱の介護、整容、その他必要な宿泊の介助

3 食事に関すること { *配食を利用する場合は、食事に関すること(配食)と記載する }

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する

食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助

(内容及び手続きの説明及び同意)

第8条 宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、本規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービス内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得る。

(宿泊サービス計画の作成)

第9条 宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者及び4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定地域密着型通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成する。

2 宿泊サービス計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付する。

(サービスの提供)

第10条 職員は、サービスの提供に当たっては、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

(身体拘束)

第11条 利用者の身体拘束は行わない。万一、利用者又は他の利用者、職員等の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けたときのみ、その条件と期間内にて身体拘束等を行うことができる。

なお、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録する。

(食事)

第12条 食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮する。

2 食事の時間は、概ね次のとおりとする。

(1) 朝食 午前 8時00分～

(2) 夕食 午後 6時～

3 利用者が可能な限り離床して、**食堂**で食事を取ることを支援する。

(健康への配慮)

第13条 利用者に対してサービスの提供を開始するときは、利用者の健康に関する情報を居宅介護支援事業所等から取得し、主治の医師から意見を確認した上で、宿泊サービス計画を作成する。

2 前項の情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供する。

(相談援助)

第14条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(緊急時の対応方法)

第15条 現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師**又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関**への連絡を行う等の措置を講ずるとともに、責任者に報告する。

2 宿泊サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、責任者に連絡の上その指示に従うものとする。

(サービス提供記録の記載)

第16条 宿泊サービス提供した際には、提供日・提供した具体的な宿泊サービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記載する。

(利用料)

別紙を作成し、運営規程に添付する。

第17条 利用料の額を**別紙料金表**によるものとする。

2 利用者から支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで支払いに関する同意を得る。

3 利用者は、施設の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(契約書の作成)

第18条 サービスを提供するにあたって本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名(記入押印)を受けることとする。

(非常災害対策)

第19条 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携

体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、**夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練**を次のとおり行う。

防火責任者	〇〇〇〇〇〇
防災訓練	年 回
避難訓練	年 回
通報訓練	年 回

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第20条 宿泊サービスに使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 宿泊サービス従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第21条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用すること。また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図る。

(苦情処理)

第22条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、宿泊サービスに関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故発生時の対応)

第23条 利用者に対する宿泊サービスの提供により、利用者に事故が発生した場合は、**区、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。**

2 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密の保持)

第24条 事業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。また、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。

2 事業所は、個人情報に関して利用者より文書にて同意を得る。また、利用者は、その使用目的の説明、開示の拒否、利用の停止等を事業者側に申し出、事業者は、その申し出の内容が妥当であると判断した場合は、それに応じなければならない。

附 則

この規程は、 年 月 日から施行する。

この規程の例は、あくまで現時点で想定されるイメージであり、記載の仕方やその内容は、基準を満たす限り、任意のもので構わないものである。